

令和 2 年第 1 回臨時会

長柄町議会会議録

令和 2 年 2 月 12 日 開会

令和 2 年 2 月 12 日 閉会

長柄町議会

令和 2 年長柄町議会第 1 回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月12日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○閉議及び閉会の宣告	13
○署名議員	15

令和2年長柄町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年2月7日

長柄町長 清 田 勝 利

- 1 期 日 令和2年2月12日
- 2 場 所 長柄町議会議場
- 3 付議事件 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第11号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

不応招議員（なし）

令和2年長柄町議会第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和2年2月12日(水曜日)午後1時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
日程第 4 議案第 1号 令和元年度長柄町一般会計補正予算(第1号)
-

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋智恵子君 | 2番 | 岡部弘安君 |
| 3番 | 柴田孝君 | 4番 | 川嶋朗敬君 |
| 5番 | 鶴岡喜豊君 | 6番 | 池沢俊雄君 |
| 7番 | 三枝新一君 | 8番 | 本吉敏子君 |
| 9番 | 月岡清孝君 | 10番 | 古坂勇人君 |
| 11番 | 山崎悦功君 | 12番 | 星野一成君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|---------------------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 田中武典君 |
| 総務課長 | 蒔田功君 | 企画財政課長 | 白井浩君 |
| 産業振興課長 | 石井正信君 | 建設環境課長 | 内藤文雄君 |
| 教育長 | 石川和之君 | 学校教育課長
兼給食センター所長 | 豊田武文君 |
-

本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 森田孝一 | 議会書記 | 長 畠保憲 |
| 議会書記 | 白井雄大 | | |
-

開会 午後 1時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員でございます。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和2年長柄町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

9番 月 岡 清 孝 議員

10番 古 坂 勇 人 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第4、議案第1号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算でございますが、歳入歳出予算に昨年の一連災害により被災した公共施設の復旧経費など7億1,428万1,000円を増額し、補正後の予算総額を53億1,378万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第1号 長柄町一般会計補正予算（第11号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、歳出の内容からご説明をいたします。補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに、2款1項6目財産管理費、15節工事請負費90万円の増は、災害廃棄物の仮置場と

して使用しておりました旧昭栄中学校跡地につきまして、防犯及び不法投棄対策といたしまして侵入防止柵を設置するものです。

次に、5款2項2目林地崩壊防止事業費ですが、林地崩壊防止事業とは、激甚災害に伴う林地の崩壊により、町民の人命財産等に直接危害を及ぼす恐れがある場合において、その復旧及び防止を目的とした林地崩壊防止等に関する事業を町が実施するもので、この事業に係る測量等業務費用といたしまして2,087万3,000円、工事費用として1億454万円の計1億2,541万3,000円を計上するものです。

次に、7款1項1目土木総務費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業ですが、これは激甚災害に伴い、崖地の崩落等が発生している箇所につきまして、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止するもので、この事業に係る測量試験業務費用といたしまして2,658万8,000円、工事費用として8,241万2,000円の計1億900万円を計上するものです。

次に、10款1項1目農林水産施設災害復旧費1,740万円の増は、林道の災害復旧工事において国の災害査定が終了したことに伴い、工事費を予算計上するものでございます。

その下、2項公共土木施設災害復旧費ですが、次のページをお願いいたします。

道路橋梁災害復旧費ですが、被災した町道15本の復旧経費といたしまして、積算に伴う調査業務費275万円、工事費4億3,600万円の計4億3,875万円を計上するものです。

次に、3項文教施設災害復旧費、1目小学校災害復旧費751万8,000円の増ですが、11節消耗品費は、現在長柄小学校グラウンドに設置中の安全対策用防護柵につきまして、今後のリース期間の見込料金と3月から購入とした場合の料金を比較した際、購入したほうが安価となったため、その購入費用といたしまして129万7,000円の増額となります。

13節委託料は、長柄小学校グラウンド法面の測量費用等を700万円計上しております。

15節工事請負費77万9,000円の減は、契約差金による減額に加えて、消耗品費でご説明いたしました安全対策用防護柵の資材リース料金分が減額となっております。

次に、2目中学校災害復旧費1,530万円の増は、正門脇及びプール脇法面の崩落箇所につきまして、国の災害査定が終了したことに伴い、工事費用として1,400万円を増額いたします。バスロータリー駐車場法面復旧工事は、駐車場法面の縦側溝の周辺2か所が洗掘されていることから、その補修費用及び駐車場舗装面のクラック補修費用、合わせて130万円を増額します。

次に、3目こども園災害復旧費につきましては、財源変更によるものとなっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。ページ戻りまして、10ページ、11ページお願いいたします。

13款2項分担金、1目農林水産業施設分担金627万円の増は、林地崩壊防止事業の受益者分担金です。

その下、2目土木費分担金は、がけ崩れ対策事業の受益者分担金として545万円の増となります。

15款1項3目公共土木施設災害復旧費負担金2億2,370万3,000円の増は、町道の15本分の災害復旧工事に係る国庫負担金の増によるものです。

4目公立学校施設災害復旧費負担金666万6,000円の増は、長柄中学校の正門脇及びプール脇法面の災害復旧工事に係るものです。

その下、2項国庫補助金、3目災害復旧費国庫補助金は、林道の災害復旧事業補助金として870万円が増額となります。

最下段、16款2項4目農林水産業費県補助金は、林地崩壊防止事業の事業費8割が補助されることから、9,083万2,000円が増額となります。

次のページをお願いいたします。

6目土木費県補助金は、がけ崩れ対策事業の補助金で、7,543万円が増額となります。

次に、19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金8,443万円の増は、今回の補正における歳入の不足分の財源として充当するものです。

22款町債、1項5目災害復旧事業債2億1,280万円の増は、補助災害復旧事業債として林道の復旧事業分、公共土木施設の復旧事業分、中学校法面の復旧事業分といたしまして1億2,290万円を計上しております。また、土砂撤去業務等に係る経費を単独災害復旧事業債として8,990万円計上しております。

歳入の説明は以上でございます。

併せて地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧ください。

補助災害復旧事業債を2,060万円から1億2,290万円増額し1億4,350万円に、単独災害復旧事業債を2億2,670万円から8,990万円増額し3億1,660万円に変更いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 災害復旧の学校関連なんですけれども、長柄小学校のグラウンドが欠けている分についての復旧工事というのは、ここに含まれているのでしょうか。

○議長（星野一成君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） ただいまの質問にお答えします。

今回の補正の中には、長柄小学校のグラウンドの復旧についてはまだ、下の山のほうからやっていって、それが終わり次第ということなので、今回の補正の分には入っておりません。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） まだということなんですけれども、スケジュール的にはいつ頃から着手していくのか、また、どういう事業というか、事業名的にどういうものを取り入れてやっていくのか分かれば教えてください。

○議長（星野一成君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

長柄小学校のグラウンド、下の山から崩れておりまして、その山の部分につきましては、災害関連緊急治山事業という事業で行います。国3分の2、県3分の1、100%公費で実施するものでございまして、今、県のほうで、その関連で測視に入っているところでございます。

着工につきましては、県の事業でございまして、はっきりしたことは申し上げられませんが、夏頃からというようなことは聞いております。ただ、県が一番心配しておりますのは、この広域にわたる大規模な災害によりまして、測量業者、工事業者、そういうものがそろいかどうかというようなことを県は心配しておりました。その山部分以外のものにつきましては、学校関連のもので行うものというふうに認識しております。純粹たるグラウンド部分のものにつきましては、学校関連でということでございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

それで、かなり時間的に日にち、日数は要するというので、県施工の部分で今後、県のほうで詰めていくんだろうと思いますけれども、グラウンドのほうの、ちょっと私は見ていないんですけれども、今現在ですね。今後ひび割れ等の確認だとか増破をして、危険と思われるような状態になっているのかどうか、その辺、確認はされているのでしょうか。

○議長（星野一成君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） ただいまの質問にお答えします。

崩落部分からある一定のところを置いて、そちらのほうに今、防護柵のほうを立ててもらっております。それで、学校のほうは、そこの完璧な安全確認かと言われると、そこは難しいところですが、子供たちが安全に使えるところに安全柵のほうを造って、それ以上行かない、これ以上は一気に崩れることがないというようなことを確認しまして、その後グラウンドのほうを使っております。また、グラウンドについては、小学校のほうで不便な部分については、校長会等でも、中学校のほうのグラウンド等を行事等でもお借りするというようなことで、来年、山の斜面から、またグラウンドの修復が終わるまで、中学校のほうにご協力いただきたいということで要請のほうはしてあります。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

使用については、中学校のグラウンドの活用ということで、これは中学校のほうも大分広いグラウンドですので、有効活用していただければなというふうに思いますけれども、増破というか、いろいろ雨とか、かなり高低差もある中で、日常的な、定期的な点検とか、現場のほう徹底させていただきたいということで要望させていただきます。

以上で終わります。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 補正予算の14、15ページなんですけれども、農林水産業費と土木費の関係で、農林水産業費が林地崩壊防止事業ということの補正と、もう一つ、土木管理費で災害関連地域防災がけ崩れ対策事業という事業なんですけれども、これにつきましては、基本的には林地であるか否かというような違いだとは思いますが、それ以外に採択要件の違いはあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

議員言われるとおり、林地崩壊防止事業につきましては、まず林地のほうをとというのが1点ございます。併せまして、人家の保護というようなところでございます。人家プラス主

要公共施設ということで、道路等というふうな形でなっております、採択要件といたしましては、大まかに言うと、この2点でございます。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えします。

続きまして、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業というのがございまして、この事業は本町でも初めてやるケースでございますが、これも人家等に影響を及ぼす恐れがある場合はできるということで、内容のほうでは、激甚災害に指定されていることや、人家が2軒以上、崖の高さが5メートル以上、1か所の事業費が600万円以上など詳細にわたり要件等がございまして、今回の場合も、治山の対象にならないところで該当になる事業がないかということで一応探したところ、この事業で引っかかる部分があったということで、一応事業のほうを申請してございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 内容的には分かりました。本事業は、今回の大雨で裏山が崩れたりしている事業の復旧だというふうに思いますけれども、ぜひ本事業を早急に実施していただいて、被災者が一刻も救われるようにひとつお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ニュースで、どこかの町というか市、ブロックのような法面が崩れて、女子高校生が亡くなったというニュースをやっていましたが、その法面が崩れたものにつきましては、10月25日の大雨とか、その前の台風とかの災害じゃなくて、ずっとつい最近急に崩れたと、今までの分が水分を含んでいたんじゃないとか、そういう話をしておりますけれども、この災害の時期なんですけれども、つい最近崖が崩れたり、そういうのも災害の対象にしていただけるとはでしょうか。正直なところ、蒔田課長さん。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

原則としては、崖崩れであれば、10月25日に起因するということになっております。結論から言うと、町がそのように認定できるということであれば、同様の助成が受けられるということになっております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ぜひ助けてあげてください。よろしくお願いします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 今回の関連するんですけれども、この前の議会でもちょっと触れたと思うんですけれども、池沢議員が話ししたかもしれませんけれども、この崖地の復旧の負担、個人負担、受益負担ということなんですけれども、採択要件によって100%、国・県・町という補助で100%の工事と、それと個人負担が受益者負担ということでの工事という部分があるかと思えますけれども、その辺、不公平感というか、ちょっと耳にする機会が多いんですけれども、その辺、町としてもっと温かい手を差し伸べて、なるべく100%もらえる、受益負担がなくて、一方では、どのくらい、規模によっても違いますけれども、100万円負担しますよというので、やらなくていいやというふうになっちゃうかもしれませんけれども、その辺で、なるべく町の補助額というか、その辺をもうちょっと考えられるのかどうか、もしその増額を今後検討していただけるのかどうか、あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（星野一成君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

今回のものにつきましては、国の採択要件に基づいて、林地崩壊防止事業を実施するというようなことで要望を上げた次第でございますけれども、その中で100%できるものという、100%国・県が出していただけるものにつきましては、災害関連緊急治山事業でございます。これは県が事業主体になっているんですが、その下のランクになりますと、今回うちのほうでやるものにつきましては県が10分の3、国が10分の5の8割の補助金ということでございます。地元で10分の2ということで、2割地元で負担するということになっています。

うちのほうも当初半分、10%でいかがでしょうかということで地元の説明会に伺いまして、いろいろ地元の事情を聴きますと、もう土砂を片付けるだけでそこそこ大きなお金を出しているのと、その上、またこれで10%の負担金を出すのは非常にきつんだというような意見を伺いまして、その説明会を持ち帰り、町長の最終的な判断で、そういうことであれば、今回は非常に大きな激甚災害でございましたので、5%を基準にしてということで内部で決めまして、再度地元の説明しまして、地元の人たちもそういうことであれば了解しましたということで、話をもちかけた人につきましては全員同意してくれたというような経緯がございますので、どこかで採択要件の線引きをしなくちゃいけませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

地元負担が5%ということで、連帯して、採択要件で、ここに離れて1軒や2軒、2軒が最低ですかね。1軒でもできるんだよね、対象事業としてはね。ただ、場所というか、その崖が一回崩れて、まだなおかつ、また増破するというか、二次災害的なものが発生する恐れのある箇所というか、調査段階で、その辺、私は負担しなくてこのままでいいですよと言っても、財産、生命を守るのが災害、防災ということであるわけなので、そこに住めない。住んでいて、また次の大雨か何かで、土砂崩れで埋もれて亡くなられるケースもあるかと思うんですけども、そういうような危険箇所というのを把握をして、その辺の避難だとか、普段の生活する中で注意点だとか、そういうところをしっかりと説明して、理解をしていただいて、そこに生活していただくということは必要じゃないかなというふうに思うんですね。

ですので、その辺は今後、やっぱり負担ということで、やっぱり高齢化社会に進んできている中で、後継者が、子供さんたちが家を継いでくれるということであれば、また考えるんですけども、高齢化してきて、子供たちが外に出て帰ってこないよということも考えられるわけ。そこで、負担しなくてもいいよということだと思っんですね。

だから、そういう面については、安全性を図るために十分な説明を、事業をやらない箇所について再調査して、どういう危険性があるのかということで、雨が降った場合だとか地震があった場合だとか、いろいろな自然災害があると思うので、そういうところをしっかりと理解してもらって、そこへ住んでいただく。日常的に点検も、これは急傾斜地だとか、その指定された部分については行政でも年に1回の定期点検、パトロールという形で多分義務付けされているんだろうと思います。そういうことで、大雨が降った後とか、職員の方が現地を見て、水が出たりとか、土砂が少し落ちているんだとか、いろんな状況、危険な状況になっているかどうかというところを、あらかじめ避難していただかなければならないケースもあるかと思うので、その辺どうか十分な安全対策、住民への説明をぜひもうちょっと力を入れてやっていただきたいと思っしますので、これは要望としておきます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 今、柴田議員から温かいお言葉を頂きましたけれども、うちのほうの地元のことをちょっと話しますと、この林地崩壊防止事業には、採択要件で引っかからなかった家が3軒ございます。というのは、1軒は隣が崩れていないために自分の建物だけが1

軒で、2戸以上の採択要件に外れたところ。それと、もう一か所が事前に今までも何回も崖崩れが発生をしております、事前にL型擁壁を自宅の裏山、裏のほうに擁壁をやったんですね。そのL型擁壁があるがために、事前に防護柵をやっているという見方をされまして、そこのお宅は一部分住宅に土砂が来たんですけども、それがあつたために該当に今回ならなかったです。そうすると、その隣の家、右隣の家が、やはり住宅に土砂が来ているんですけども、本来でありますと、これが2戸以上で採択要件に合致するというふうに思っていたところが、今言いましたように、1戸が防護柵を、1軒がやっちゃつてあるがゆえに、対象者が1戸しか該当にならないということで採択要件から外れております。

しかし、この崖崩れに見舞われたという、遭つちやつたということは現実のことでございますので、町としても、この対象にならなかつた住宅についても、今後何らかの方法で、温かい手を町のほうに差し伸べていただけますよう、私からこれは要望としてお願いをさせていただきます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第11号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よつて、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本臨時会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがつて、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和2年長柄町議会第1回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時34分